

議案第 8 0 号

海老名市特別会計条例の制定について

海老名市特別会計条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

公共用地先行取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るとともに特別会計について定めたいため

海老名市特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、公共用地先行取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、海老名市公共用地先行取得事業特別会計を設置する。

第2条 前条に規定するものを除くほか、法律の規定に基づいて設置する特別会計は、次のとおりとする。

- (1) 海老名市国民健康保険事業特別会計
- (2) 海老名市介護保険事業特別会計
- (3) 海老名市後期高齢者医療事業特別会計
- (4) 海老名市公共下水道事業会計

(歳入及び歳出)

第3条 第1条及び前条第1号から第3号までに掲げる会計においては、それぞれ当該事業の事業収入、国県支出金、一般会計繰入金、借入金その他の収入をもってその歳入とし、それぞれ当該事業の事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第4条 第2条第1号から第3号までに掲げる会計においては、地方自治法第218条第4項の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。